

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



○
福島県監査委員
監査公表三件

目
次

福島県監査委員

監査公表第19号

令和7年9月24日監査公表第13号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年12月19日

福島県監査委員	佐藤政隆
福島県監査委員	大場秀樹
福島県監査委員	渡辺仁子
福島県監査委員	阿部寿

7財第1679号
令和7年10月15日

福島県監査委員	満山喜一様
福島県監査委員	三瓶正栄
福島県監査委員	渡辺仁子
福島県監査委員	阿部寿

福島県知事 内堀雅雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和7年9月10日付け7福監第283号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 水産資源研究所
監査対象年度 令和5年度・令和6年度
監査実施年月日 令和7年7月11日

指摘・勧告事項	措置状況
「指摘事項」	(処理状況)

<p>光熱水費の算定に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>令和5年度のアユ種苗生産業務等委託において、受託者甲が負担すべき光熱水費のうち、ボイラー重油代の計算を誤り、過徴収となっている。</p> <p>正調定額 9,323,242円 誤調定額 9,566,355円 過徴収額 243,113円</p> <p>「是正又は改善の意見」</p> <p>光熱水費の算定に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	<p>1 令和7年4月30日 受託者甲に対し謝罪し、過徴収分を返還する旨を伝えた。</p> <p>2 令和7年7月17日 受託者甲へ過徴収分の返還を行った。 (今後の対応) 光熱水費の算定については、以下のとおりとする。 担当者は、按分額算定のための資料の収集が完了次第、速やかに算定を行い、管理職員複数名によりチェックを行う。</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和7年12月19日

福島県監査委員	佐藤政隆
福島県監査委員	大場秀樹
福島県監査委員	渡辺仁
福島県監査委員	阿部寿子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 定期監査

ア 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
総務部	令和6年度	令和7年10月3日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査
県北地方振興局	令和6年度	令和7年10月23日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

イ 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
危機管理部	令和6年度	令和7年10月8日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

ウ 企画調整部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企画調整部	令和6年度	令和7年10月16日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査

エ 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
生活環境部	令和6年度	令和7年10月6日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

才 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
保健福祉部	令和6年度	令和7年10月17日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
県中保健福祉事務所	令和6年度	令和7年8月25日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

カ 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
商工労働部	令和6年度	令和7年10月15日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

キ 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部	令和6年度	令和7年10月14日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査
県中農林事務所	令和6年度	令和7年8月25日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

ク 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
土木部	令和6年度	令和7年10月10日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

ケ 出納局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
出納局	令和6年度	令和7年10月6日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

コ 議会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
議会事務局	令和6年度	令和7年10月8日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

サ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
教育庁	令和6年度	令和7年10月8日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査
磐城農業高等学校	令和6年度	令和7年8月27日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

シ 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
警察本部	令和6年度	令和7年10月9日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査

ス 監査委員

--	--	--	--

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
監査委員事務局	令和6年度	令和7年10月17日	満山喜一 阿部寿子	実地監査

セ 人事委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
人事委員会事務局	令和6年度	令和7年10月8日	満山喜一 阿部寿子	実地監査

ソ 労働委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
労働委員会事務局	令和6年度	令和7年10月15日	満山喜一 阿部寿子	実地監査

(2) 技術監査

ア 生活環境部

対象機関及び工事名	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
生活環境部 燧ヶ岳登山線歩道整備工事	令和7年度	令和7年10月8日	満山喜一 阿部寿子	書面監査

イ 農林水産部

対象機関及び工事名	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
南会津農林事務所 復旧治山工事 「背戸沢地区」	令和7年度	令和7年10月14日	三瓶正栄 渡辺仁	書面監査

ウ 土木部

対象機関及び工事名	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
土木部 復興祈念公園管理棟新築工事	令和7年度	令和7年10月8日	満山喜一 阿部寿子	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 総務部

監査した結果、次の2件の指摘事項、1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
------	-------------

総務部	<p>・課税標準額の算定数値の確認が不十分だったことにより固定資産税を過大に算定しているものがある。 (事実) 自治体甲から通知を受けた、令和5年度の事業者乙の大規模償却資産に係る県の固定資産税額の算定に用いる課税標準額について、その算定基礎となる基準財政需要額の確認が不十分だったことから、固定資産税額を過大に算定し、事業者乙に納付させている。</p> <table border="0" data-bbox="652 496 1081 592"> <tr> <td>正当課税額</td><td>2,749,208,600円</td></tr> <tr> <td>誤課税額</td><td>2,851,045,400円</td></tr> <tr> <td>還付額</td><td>101,836,800円</td></tr> </table> <p>(是正又は改善の意見) 課税標準額の算定数値の確認に当たっては、チェック体制を強化すること。</p>	正当課税額	2,749,208,600円	誤課税額	2,851,045,400円	還付額	101,836,800円														
正当課税額	2,749,208,600円																				
誤課税額	2,851,045,400円																				
還付額	101,836,800円																				
県北地方振興局	<p>・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 平成29年7月27日から令和7年1月24日までに公用車12台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="0" data-bbox="589 938 981 1253"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>11,790円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>157,200円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>157,200円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>165,370円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>168,300円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>168,300円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>156,750円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>147,400円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,132,310円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(是正又は改善の意見) 契約及び支払については、関係規程に基づき適正を行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	年 度	金 額	平成29年度	11,790円	平成30年度	157,200円	令和元年度	157,200円	令和2年度	165,370円	令和3年度	168,300円	令和4年度	168,300円	令和5年度	156,750円	令和6年度	147,400円	計	1,132,310円
年 度	金 額																				
平成29年度	11,790円																				
平成30年度	157,200円																				
令和元年度	157,200円																				
令和2年度	165,370円																				
令和3年度	168,300円																				
令和4年度	168,300円																				
令和5年度	156,750円																				
令和6年度	147,400円																				
計	1,132,310円																				

(1) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
総務部	<p>・庶務システムにおけるプログラムの不備により、超過勤務手当の附加額の計算処理が正しく行われず、超過勤務手当が不足払いとなっている。</p>

イ 危機管理部

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項		
危機管理部	<p>・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 平成25年3月6日から令和6年1月10日までに公用車18台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="0" data-bbox="589 1994 949 2041"> <tr> <td>年 度</td> <td>金 額</td> </tr> </table>	年 度	金 額
年 度	金 額		

	平成 24 年度 2,550円
	平成 25 年度 40,800円
	平成 26 年度 157,200円
	平成 27 年度 159,820円
	平成 28 年度 189,950円
	平成 29 年度 204,360円
	平成 30 年度 209,600円
	令和 元 年度 224,010円
	令和 2 年度 232,650円
	令和 3 年度 229,500円
	令和 4 年度 243,525円
	令和 5 年度 244,450円
	令和 6 年度 237,600円
	計 2,376,015円
	(是正又は改善の意見)
	契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

ウ 企画調整部

監査した結果、次の4件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
企画調整部	<ul style="list-style-type: none"> 公用車3台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかつたため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。（企画調整総室） 令和6年3月5日及び同月14日の水素ガス充填代について、請求書の確認が不十分であったため、過年度支出している。 公用車2台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかつたため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。（避難地域復興局） 公募型プロポーザルの募集要領の策定は、外部の有識者や他部局の職員を含めて設置する審査委員会が行う必要があるが、内部の職員のみで策定している。

エ 生活環境部

監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> 入札事務について、落札者決定後に入札保証金の不足が判明し、落札者の決定を取り消しているもの及び入札公告において地域要件の記載を誤ったため、開札前に入札が辞退され、応札者がなく入札不調となっているものがある。

オ 保健福祉部

監査した結果、次の5件の指摘事項、2件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項

保健福祉部

- ・補助金等の額の確定における審査等が不十分だったことにより、補助金等を過大に交付しているものがある。
(事実)

福島県病院事業管理者に対する補助金等の額の確定において、実績報告書の審査等が不十分だったことから、補助金等182,066,327円を過大に交付している。

1 福島県立病院事業費補助金

正交付額	619,603,537円
誤交付額	798,470,828円
過払額	178,867,291円

2 福島県立病院事業費負担金

正交付額	3,917,244,628円
誤交付額	3,920,443,664円
過払額	3,199,036円

(是正又は改善の意見)

補助金等の額の確定に当たっては、チェック体制を強化すること。

- ・年金の支払時期が著しく遅延し、県に損害を生じさせたものがある。

(事実)

年金受給権者Aに係る福島県心身障害者扶養共済制度年金給付保険金について、毎年3月、7月及び11月に年金を支払うべきところ、心身障害者扶養共済システムへの登録を失念し、支払わなかつた。そのため、平成26年12月分から令和6年7月分までの元金2,320,000円を令和6年11月15日に支払うとともに、令和7年3月24日に遅延損害金432,168円を支払っている。

(是正又は改善の意見)

年金の支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

- ・内部統制が機能しておらず、県に損害を生じさせた事務手続がある。

(事実)

県が法定受託事務として行う国費会計に係る事務手続について、組織内のチェック体制が整っていなかったため、甲市に対する令和5年度の国庫支出金2,562,000円が支出期限である令和6年4月30日までに支払われず、令和7年4月10日に県から甲市に対する賠償金として国庫支出金相当額2,562,000円を支払っている。

(是正又は改善の意見)

国費会計に係る事務手続に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。

- ・報酬、報償費及び旅費の支払時期に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

1 令和6年4月から同年11月までに開催した福島県指定難病審査会の委員27名分の報酬について、審査終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。

審査日 4月分	令和6年4月30日～同年5月21日
5月分 1回目	令和6年5月15日
5月分 2回目	令和6年5月23日～同年6月7日
6月分	令和6年7月1日～同年7月16日
7月分	令和6年7月31日～同年8月19日

	<p>8月分 令和6年8月29日～同年9月18日 9月分 令和6年10月2日～同年10月22日 10月分 令和6年11月5日～同年11月14日</p> <p>支払日 令和7年3月10日 報酬額 1,291,800円</p> <p>2 令和6年度福島県災害派遣福祉チーム員養成研修に 係る講師9名分の報償費及び旅費について、研修終了 後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して 支払っている。</p> <p>(1) 基礎研修</p> <p>実施日 令和7年1月28日・29日 支払日 令和7年5月20日 報償費額 139,100円 旅費額 63,435円</p> <p>(2) スキルアップ研修I</p> <p>実施日 令和7年2月5日・6日 支払日 令和7年5月20日 報償費額 148,400円 旅費額 42,185円</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>報酬、報償費及び旅費の支払に当たっては、関係規程 に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化する こと。</p>
	<p>・補助金の額の確定における審査等が不十分だったことにより、補助金を過大に交付しているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>福島県病院事業管理者に対する補助金の額の確定において、実績報告書の審査等が不十分だったことから、補助金615,000円を過大に交付している。</p> <p>1 双葉地域公設医療機関等整備支援事業</p> <p>正交付額 166,109,000円 誤交付額 166,608,000円 過払額 499,000円</p> <p>2 双葉地域二次医療提供体制確保事業</p> <p>正交付額 1,226,939,000円 誤交付額 1,227,055,000円 過払額 116,000円</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>補助金の額の確定に当たっては、チェック体制を強化すること。</p>

(4) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
保健福祉部	・団体甲に関する令和6年4月1日からの行政財産使用許可に伴う管理経費について、収入原因が発生した都度直ちに調定すべきところ、同年4月分から同年7月分までの4か月分について、同年10月2日にまとめて調定している。
県中保健福祉事務所	・ワークショップで使用する材料について、物品購入に係る契約事務を行わずに納品させ、過年度支出している。

カ 商工労働部

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項																						
商工労働部	<p>・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 平成28年4月9日から平成29年1月6日までに購入した携帯電話4台、令和4年1月27日に公用車5台に設置したポータブルカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>31,440円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>31,440円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>31,440円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>31,440円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>31,020円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>43,350円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>107,100円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>99,750円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>92,400円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>499,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(是正又は改善の意見) 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	年 度	金 額	平成28年度	31,440円	平成29年度	31,440円	平成30年度	31,440円	令和元年度	31,440円	令和2年度	31,020円	令和3年度	43,350円	令和4年度	107,100円	令和5年度	99,750円	令和6年度	92,400円	計	499,380円
年 度	金 額																						
平成28年度	31,440円																						
平成29年度	31,440円																						
平成30年度	31,440円																						
令和元年度	31,440円																						
令和2年度	31,020円																						
令和3年度	43,350円																						
令和4年度	107,100円																						
令和5年度	99,750円																						
令和6年度	92,400円																						
計	499,380円																						

キ 農林水産部

監査した結果、次の1件の指摘事項、3件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項						
農林水産部	<p>・収入調定事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和7年5月8日付けで補助金執行額の確定通知があつた一般社団法人甲の補助金について、直ちに減額調定を行なべきところ、令和7年度に繰り越し、同年6月1日付けで減額調定している。</p> <table> <thead> <tr> <th>補助金交付決定額</th> <th>65,250,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>補助金確定額</th> <th>52,500,000円</th> </tr> <tr> <th>減額調定未処理額</th> <th>12,750,000円</th> </tr> </tbody> </table> <p>(是正又は改善の意見) 収入調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行なうとともに、チェック体制を強化すること。</p>	補助金交付決定額	65,250,000円	補助金確定額	52,500,000円	減額調定未処理額	12,750,000円
補助金交付決定額	65,250,000円						
補助金確定額	52,500,000円						
減額調定未処理額	12,750,000円						

(4) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
農林水産部	<p>・購入した携帯電話5台について、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <p>・公用車1台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p>

県中農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> 公用車2台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかつたため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。
---------	---

ク 土木部

監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
土木部	<ul style="list-style-type: none"> 講習会に係る講師3名分の報償費について、講演終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。 公用車1台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかつたため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

ケ 出納局

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

コ 議会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

サ 教育委員会

(7) 監査した結果、次の3件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> 公募型プロポーザルの審査委員会の委員には、外部の有識者や他部局の職員を含める必要があるが、教育庁内の職員だけで実施している。 期限付実習助手1名及び任期付職員1名の給与について、期限までに給与システムへ正しく給与データが入力されなかつたため、支給定日に支払われていない。 組織内でのチェック体制が十分に機能しておらず、旅行に係る超過勤務手当の支給について過払い又は不足払いとなっているもの及び旅費の支給について不足払いとなっているものがある。

(4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

シ 公安委員会

監査した結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 証紙収入報告に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和7年3月分の運転免許手数料に係る証紙収入報告書の作成に当たり、福島運転免許センター、郡山運転免許センター及び各警察署の報告数値を集計する際に区分誤り及び重複計上をしたため、証紙収入額が免許証交

	付手数料等で13,310,900円の過大報告、更新手数料で7,700,000円の過小報告となっている。 (是正又は改善の意見) 証紙収入報告に当たっては、集計方法の改善を図るとともに、チェック体制を強化すること。
--	--

(1) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
警察本部	・職員1名の令和6年12月分の期末手当について、育児休業期間を除算した在職期間の算定を誤り、過払いとなっている。

ス 監査委員

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

セ 人事委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ソ 労働委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

ア 生活環境部

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

イ 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

ウ 土木部

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した県公営企業に係る財務監査の結果は、次のとおりです。

令和7年12月19日

福島県監査委員	佐藤政隆
福島県監査委員	大場秀樹
福島県監査委員	渡辺仁
福島県監査委員	阿部寿子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査（定期監査）

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 土木部（流域下水道事業会計）

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法

土木部（流域下水道事業会計）	令和6年度	令和7年8月20日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査
----------------	-------	-----------	------	------	------

(2) 企業局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企業局	令和6年度	令和7年8月27日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査

(3) 病院局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
病院局	令和6年度	令和7年8月20日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査
大野病院	令和6年度	令和7年8月27日	満山喜一	渡辺 仁	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

5 監査等の結果

- (1) 土木部（流域下水道事業会計）
福島県流域下水道事業

対象機関	事業経営の状況
土木部（流域下水道事業会計）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度における流域下水道事業の実績は、年間処理水量が57,782,952m³で、前年度と比較して66,687m³（0.1%）減少している。 ・経営成績は、事業収益が7,975,069,062円に対し事業費用は8,081,811,127円で、純損失は106,742,065円となっており、前年度より損失が267,813,379円減少している。これは、前年度において令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた県北浄化センターの災害復旧工事に係る建設仮勘定の整理に伴う過年度損益修正損を計上したことによるものである。 ・事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 企業局

- ア 福島県工業用水道事業

対象機関	事業経営の状況
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度における工業用水道事業の実績は、契約水量が879,696m³/日で、前年度と比較して1,500m³/日（0.2%）減少している。なお、建設改良事業については、勿来工業用水道の沼部堰改築工事等を実施している。 ・経営成績は、事業収益が2,754,589,271円に対し事業費用は2,654,049,938円で、純利益は100,539,333円となっており、前年度より利益が15,074,071円増加している。これは、令和6年1月の工業用水道料金の改定により給水

	<p>収益が増加したことなどによるものである。</p> <p>・事業管理はおおむね適正であったと認められる。</p>
--	--

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

イ 福島県地域開発事業

対象機関	事業経営の状況
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開発事業は、令和2年度の事業廃止決定に伴い、未分譲地の販売業務が商工労働部に移管され、企業債償還等の業務のみを行ってきたが、令和6年4月に企業債の償還を完了し、令和7年4月1日に事業を廃止した。 ・令和6年度の経営成績は、事業収益が720,008,069円に対し事業費用は11,442,026円で、純利益は708,566,043円となっており、前年度より利益が611,360,667円減少している。これは、一般会計負担金が前年度より減少したことなどによるものである。 ・事業管理は適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(3) 病院局

福島県立病院事業

対象機関	事業経営の状況
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度における県立病院（4病院1診療所（休止中の大野病院を除く。））の実績は、許可病床数が285床で前年度より23床減少している。患者数は、入院が延べ46,779人、外来が延べ101,651人で、前年度と比較して入院は431人（0.9%）増加、外来は6,093人（5.7%）減少している。入院患者の増は、ふくしま医療センターこころの杜で急性期病棟の患者が減るなど患者数が減少したもの、南会津病院で地域包括ケア病床の稼働開始により患者数が大幅に増加したことなどによるもので、外来患者の減は、ふたば医療センター附属ふたば復興診療所で心身医療科等の患者数が増えたものの、南会津病院で発熱外来や整形外科等の患者が減少したことや宮下病院で新型コロナワクチン接種患者等が減少したことなどによるものである。 ・経営成績は、医業収益が2,732,207,776円に対し医業費用は8,373,110,235円で、医業損失は5,640,902,459円となっており、前年度より損失が67,427,053円（1.2%）増加している。また、事業総収益が9,468,210,727円に対し事業総費用は8,596,412,254円で、純利益は871,798,473円となっており、これは、旧会津総合病院跡地を会津若松市へ売却したことなどによるものである。 ・令和6年度において、一般会計から繰り入れられた資本的収入を含む負担金・補助金総額（借入金を除く。）は4,714,679,492円で、前年度より443,314,845円（10.4%）増加している。これは、退職者の増加による退職手当対応経費補助金の増加や南会津病院の損益悪化による不採算地区病院運営費負担金の増加などによるものである。 ・累積欠損金は主に廃止された病院の損失が累積したもので、期末残高は5,682,703,724円となり、前年度より

871,798,473円（13.3%）減少している。
 ・事業管理はおおむね適正であったと認められる。

是正・改善を求めた事項

監査した結果、次の3件の指摘事項及び1件の指導事項について改善を求めた。

(指摘事項)

・内部統制が有効に機能しておらず、一般会計補助金等の額の算出に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

組織内のチェック体制が整っておらず、一般会計補助金等の額の算出誤りにより、医業外収益182,681,327円が過大となっている。

一般会計補助金（統轄管理経費）

正算出額 70,732,709円

誤算出額 249,600,000円

过大収入額 178,867,291円

一般会計負担金（不採算地区病院運営費）

正算出額 1,292,099,718円

誤算出額 1,295,298,754円

过大収入額 3,199,036円

補助金（地域医療復興事業補助金）

正算出額 1,084,919,388円

誤算出額 1,085,534,388円

过大収入額 615,000円

(是正又は改善の意見)

一般会計補助金等の額の算出に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。

(指摘事項)

・未払費用の経理に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

令和7年3月分の手当等及び法定福利費984,815円について、決算整理で未払費用に計上して令和6年度予算から支出すべきところ、未払費用に計上しなかったため令和7年度予算から支出している。

手 当 等（超過勤務手当・休日給） 934,412円

法定福利費（社会保険料） 50,403円

(是正又は改善の意見)

未払費用の経理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(指摘事項)

・委託料等の支払に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

11法人に対する委託料等の支払14件109,307,430円について、令和7年4月30日に、2回口座振替を行い、二重払いしている。

(是正又は改善の意見)

委託料等の支払に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(指導事項)

・破産更生債権にかかる貸倒引当金について、誤って2回取り崩したことから過小計上となっている。また、貸倒引当金と同額を誤って特別利益に計上したことから、同利益が过大計上となっている。

対象機関	事業経営の状況
大野病院	<ul style="list-style-type: none">震災と原発事故に伴い平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。事業管理はおおむね適正であったと認められる。

大野病院については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)